

議局第1177号
令和4年3月 7日

大分県議会議長 御手洗 吉生 殿

議員定数調査会

会長 井上伸史

大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について（報告）

本県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての協議、調整を行うために、令和2年11月25日に設置された議員定数調査会は、令和2年国勢調査の結果等を踏まえ、別紙のとおり慎重に検討審議を行った結果、下記のとおり結論を得るに至つたので報告する。

記

大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成18年大分県条例第34号）第1条に規定する大分県議会議員の定数、並びに第2条に規定する大分県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、現行維持とする。

以上

(別紙)

1 議員定数について

(1) 現行の議員定数について

都道府県議会の議員定数については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項により条例で定めることとされており、現在は「大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」（平成18年大分県条例第34号。以下「議員定数条例」という。）第1条により43人とされている。

これは、平成22年国勢調査の結果による本県の人口（1,196,529人）に基づいて定められたものであり、平成27年の一般選挙から適用されている。その後、平成27年国勢調査の結果による本県の人口（1,166,338人）を基に、平成28年11月25日に設置された議員定数問題調査会で検討審議され、「現状維持」との結論に至ったものである。

地方自治法

第90条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

2～7 (略)

大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項の規定により、大分県議会議員の定数を43人とする。

(2) 議員定数の推移について

本県議会の議員定数の推移についてみると、昭和42年以降、定数は48人であったが、昭和55年国勢調査の結果、人口が増え、地方自治法に基づく法定数は49人となった。しかし、全国的に議員の定数を削減する傾向にあったことなどから、定数は48人のまま据え置かれた。その後、昭和61年に1人減員する条例が成立し、昭和62年の一般選挙から定数は47人となり、さらに、平成12年国勢調査の結果、いわゆる逆転選挙区が生じたことから、これを解消するため平成14年に条例の改正を行い、平成15年の一般選挙から定数は46人となった。平成18年には、平成17年国勢調査の結果を踏まえ、

大分県行財政改革プランに示された職員数の1割削減に倣い、議員定数も1割削減を行うべきとの意見もあったが、職員と議員とでは同列に論じられないこと、過疎地域に配慮する必要があることなどから、漸進的に削減すべきであるとの意見が大勢を占め、議員の定数については、2人減らし、44人となった。その後、平成22年国勢調査を踏まえ、平成26年に議員定数条例の改正を行い、平成27年の一般選挙から1人減らし、現行の43人となっている。

(3) 令和2年国勢調査の結果を踏まえた検討

本調査会の議論のベースとなる令和2年の国勢調査の結果、本県の人口は1,123,852人であり、平成27年国勢調査の結果から42,486人減少しており、その減少割合は3.64%である。

本調査会では、本県における人口動向等を勘案するとともに、人口の増減だけではなく、住民の意見を代表するという県議会の役割、多様な住民意思の反映、会議体としての審議体制など多方面からの議論を進めていくことを念頭に置いて検討したところ、「人口減少が進む中、定数削減は避けられない。」との意見も出されたが、「現行を維持する。」との意見が大勢を占めた。その主な理由は、「新型コロナウイルス感染症の拡大、大規模化・多発化する災害、人口減少問題など、自治体の課題は複雑化、多様化している。こうした課題に対応し、県民の声や要請に真摯に耳を傾け、人口減少が進む地方の声を県政に届けるには、議員数を無闇に減らすべきではない。」「6つの常任委員会が設置されているが、議案を的確に審議できる体制を維持する必要がある。各委員会で議論に適した人数を考えると、議長のほか、各委員会に7人の委員は必要。現行の43人の定数を維持すべきである。」「人口規模が類似する他県の状況を見ても、本県議会の議員が多いわけではない。」等である。

なお、本県の人口と同規模の他県の状況をみると、

	人口	(本県との差)	議員定数	(本県との差)
石川県	1,132,526人	(8,674人)	43人	(0人)
宮崎県	1,069,576人	(▲54,276人)	39人	(▲4人)
山形県	1,068,027人	(▲55,825人)	43人	(0人)

であり、現時点における石川県及び山形県の議員定数は、本県と同数である。

(4) 結論

以上のことから、本調査会として、本県議会の議員定数については現行維持との結論に至った。

2 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について

(1) 選挙区について

選挙区については、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第15条第1項の規定により、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとされている。

また、公選法第15条第2項の規定により、条例で定める選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数（以下「議員1人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならず、一の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と併せて一選挙区を設けるものとするとされている。

令和2年国勢調査による本県各選挙区の人口は資料1のとおりであり、議員1人当たりの人口の半数に達しない市はないことから、この規定が適用される選挙区はない。

$$\begin{aligned} \text{※本県の議員1人当たりの人口} &= \text{本県の人口}(1,123,852) \div \text{議員定数}(43) \\ &= \text{約 } 26,136 \text{ 人} \end{aligned}$$

$$\text{本県の議員1人当たりの人口の半数} = \text{約 } 26,136 \div 2 = \text{約 } 13,068 \text{ 人}$$

なお、公選法第15条第4項の規定により、一の町村の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とするとことができるとされている。

現行の議員定数条例第2条では、日出町選挙区は公選法第15条第4項に基づく選挙区と規定している。令和2年国勢調査においても日出町の人口が資料1のとおり27,723人となっており、本県の議員1人当たりの人口の半数以上であることを確認した。

公職選挙法

第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議員の定数をもつて除して得た数(以下この条において「議員1人当たりの人口」という。)の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

3 (略)

4 一の町村の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができます。

5～10 (略)

本調査会での議論の過程において、「二元代表制の一翼を担う議会として、県民の意見を合理的に集約できる体制を整えることが必要である。県民の多様な意見を反映し、周辺地域で過疎化が進む中で地域の機能をどう保持していくのか、地域コミュニティをどう維持していくのかといった課題の解決に向けて地域との議論ができる体制をつくるため、できる限り1人区をなくすべきではないか。」

「人口増減で減少が県全体で進んでいるが、特に1人区で著しくなっている。地方創生を進める中で、人口が減少しているこうした地域こそ多くの課題を抱えており、多様な意見の県政への反映のためにはこうした選挙区の定数を維持する必要があるのではないか。」といった意見が出された。こうした意見に基づき、本県の選挙区は、現行どおりの16選挙区を維持することとした。

(2) 各選挙区において選挙すべき議員の数について（公選法第15条第8項の規定の適用について）

公選法第15条第8項は、本文で「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数（以下「選挙区別定数」という。）は、人口に比例して、条例で定めなければならない。」と規定し、ただし書で「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」としている。

公職選挙法

第15条 (略)

2～7 (略)

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9～10 (略)

そして、公選法第15条第8項の規定については、平成31年2月5日の最高裁判決で次のとおり判示している。

「都道府県議会の議員の定数の各選挙区に対する配分に当たり、同項ただし書（以下「ただし書」という。）を適用して同項本文の人口比例原則に修正を加えるかどうか、及び同項本文の人口比例原則を適用した場合に各選挙区に配分されることとなる定数（以下「人口比定数」という。）にどの程度の修正を加えるかについては、当該都道府県議会にその決定に係る裁量権が与えられていると解される。」

そこで、令和2年の国勢調査による人口に基づく人口比定数（配当数）を求めると、資料1の表のとおりとなる。

次に、ただし書の適用についてであるが、現行の議員定数条例は、大分市の選挙区別定数について、平成27年の国勢調査による人口に基づく人口比定数18人から5人減らし、その減じた5人を他の選挙区（日田市、宇佐市、臼杵市、豊後大野市及び由布市）に各1人配分している。

これは、平成28年11月25日に設置された前回の議員定数問題調査会において、「大分市に議員が集中することは、市町村合併により市町村議会議員が大きく減少する中、特に周辺部において、地域の声が県政に届きにくくなるとの不安を県民に抱かせることになる。このため、県民の声を公正かつ効果的に県政に反映させるためには、地域の代表を確保する必要がある。」との意見に基づき、過疎地域に引き続き配慮し、地域代表者の確保を図ることとして、ただし書を適用したものである。

本調査会においても、「人口減少が進む地方の声を県政に届ける

には、それぞれの地域の議員の数を確保すべきである。」「平成27年から令和2年の間の人口減少率が大きいのは1人区に偏っており、今後の推計予想も同様の傾向が示されている。本来、議会の機能を踏まえて、本当に必要な定数はいくつなのかを議論する必要があるが、所与の課題に対する1人区の定数維持の必要性から、大分市選挙区から定数を配分しなければいけない状況は4年前と変わっていない。」との意見があり、現行の議員定数条例の人口比定数の修正を維持することとした。

(3) 一票の較差について

資料1の表の議員1人当たりの人口較差欄において、ただし書を適用した後の選挙区ごとの議員1人当たりの人口が最も少ない津久見市選挙区(16, 100人)と最も多い大分市選挙区(36, 586人)を比較すると、その較差は1対2.272となる。

資料2「都道府県議会の人口較差に関する主な最高裁判例」のとおり、特例選挙区を除いた場合の議員1人当たりの人口の最大較差が1対3を超える場合には、都道府県議会に付与された裁量権の範囲を超えた違法な裁量権の行使とされているが、「較差1対2.272」は、適法とされる範囲内であり、認容されるものと考えられる。

(4) 結論

以上のことから、本調査会として、選挙区及び選挙区別定数についても、現行維持との結論に至った。

選 挙 区 別 定 数 試 算 表

(国勢調査確報値(令和2年10月1日)による)

選 挙 区	国調人口	公選法15条8項本文(人口比)による総定数の選挙区への配当					ただし書きの適用		現定数	増減	議員1人当たりの人口較差		備考			
		配当基数 (注1)	配当方法 (注2)			人口比 定数 (配当数)	人口比 定数の修正	修正後 の定数			選挙区ごとの 議員1人 当たりの人口	対比 (較差)				
			A	B	C											
大 分 市	475,614	18.197	18			18	▲ 5	13	13	0	36,586	2.272				
別 府 市	115,321	4.412	4		1	5		5	5	0	23,064	1.432				
中 津 市	82,863	3.170	3			3		3	3	0	27,621	1.715				
佐 伯 市	66,851	2.557	2		1	3		3	3	0	22,284	1.384				
日 田 市	62,657	2.397	2			2	1	3	3	0	20,886	1.297				
宇 佐 市	52,771	2.019	2			2	1	3	3	0	17,590	1.092				
臼 杵 市	36,158	1.383	1			1	1	2	2	0	18,079	1.122				
豊 後 大 野 市	33,695	1.289	1			1	1	2	2	0	16,848	1.046				
由 布 市	32,772	1.253	1			1	1	2	2	0	16,386	1.017				
杵 築 市	27,999	1.071	1			1		1	1	0	27,999	1.739				
国東市・姫島村	27,957	1.069	1			1		1	1	0	27,957	1.736				
日 出 町	27,723	1.060	1			1		1	1	0	27,723	1.721				
九重町・玖珠町	22,927	0.877		1		1		1	1	0	22,927	1.424				
豊 後 高 田 市	22,112	0.846		1		1		1	1	0	22,112	1.373				
竹 田 市	20,332	0.777		1		1		1	1	0	20,332	1.262				
津 久 見 市	16,100	0.616		1		1		1	1	0	16,100	1.000				
計	1,123,852		37	4	2	43	0	43	43	0						

(注1)

配当基数とは、各選挙区の人口を踏まえ、配当のための基本計算を行うものであり、県全体の人口を議員定数で除した数をもって、各選挙区毎の人口を除して算出された数値である。
 すなわち、配当基数＝選挙区人口／(県人口／議員定数)
 ＝選挙区人口／議員1人当たりの人口(約26,136人)

(注2)

- A 配当基数の整数部分を配当
- B 配当基数1未満の選挙区に1を配当
- C 配当基数1以上の選挙区について、定数に満ちるまで、その端数の大きい順に1ずつ配当

(注3)

公職選挙法第15条第8項ただし書の規定を、特別の事情があるときに、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して適用するもの。

都道府県議会の人口較差に関する主な最高裁判例

○ 最高裁において違法とされた都道府県議会議員選挙

判決日	議会名 ・選挙日	議員1人当たりの 人口の最大較差	
		特例選挙区 込み	特例選挙区 除き
S60.10.31	千葉県議会 S58.4.10	6. 49	4. 58
S62.2.17	東京都議会 S60.7.7	—	3. 40
H3.4.23	東京都議会 H元.7.2	—	3. 09

○ 最高裁において違法ではないとされた都道府県議会議員選挙

判決日	議会名 ・選挙日	議員1人当たりの 人口の最大較差	
		特例選挙区 込み	特例選挙区 除き
H元.12.21	岡山県議会 S62.4.12	3. 445	2. 834
H5.10.22	愛知県議会 H3.4.7	5. 02	2. 89
H5.10.22	千葉県議会 H3.4.7	3. 48	2. 45
H7.3.24	東京都議会 H5.6.27	3. 52	2. 04
H11.1.22	東京都議会 H9.7.6	3. 95	2. 15
H12.4.21	千葉県議会 H11.4.11	3. 73	2. 758
H27.1.15	東京都議会 H25.6.23	—	1. 92
H28.10.18	千葉県議会 H27.4.12	—	2. 51
H31.2.5	東京都議会 H29.7.2	—	2. 48

※特例選挙区…公職選挙法第271条(旧同条第2項)に基づく特例選挙区

【最高裁の考え方(最判S60.10.31)】

①かつ②のときに公職選挙法違反となる。

①投票価値に不平等があり、それが一般的に合理性を有するとは考えられない程度に達している。

②合理的な期間内に較差の是正が行われない。

議員定数調査会 開催経過

第1回 日 時：令和2年12月3日（木）

議 題：設置運営要領の報告、会長及び副会長の選任、
議員定数等調査概要

第2回 日 時：令和3年3月18日（木）

議 題：論点整理

第3回 日 時：令和3年8月30日（月）

議 題：「都道府県議会議員の選挙制度、事例等について」

講 師：全国市町村職員共済組合連合会監事 高橋 秀禎 氏
(前全国都道府県議會議長会事務局次長)

第4回 日 時：令和3年9月17日（金）

議 題：県・市町村議員定数及び職員数の状況等資料の説明・協議

第5回 日 時：令和3年9月28日（火）

議 題：市町村職員1人当たりの人口の状況等資料の説明・協議

第6回 日 時：令和3年11月24日（水）

議 題：各会派からの意見について

第7回 日 時：令和4年2月28日（月）

議 題：報告書の決定について

議員定数調査会 委員名簿

(令和4年2月24日現在)

会長 井上伸史（自由民主党）

副会長 尾島保彦（県民クラブ）

委員 大友栄二（自由民主党）

委員 森誠一（自由民主党）

委員 衛藤博昭（自由民主党）

委員 阿部長夫（自由民主党）

委員 清田哲也（自由民主党）

委員 守永信幸（県民クラブ）

委員 二ノ宮健治（県民クラブ）

委員 戸高賢史（公明党）

委員 猿渡久子（日本共産党）

委員 荒金信生（しんせい大樹会）

委員 麻生栄作（時の会・県民の声）

委員 末宗秀雄（志士の会）

委員 小川克己（無所属の会）